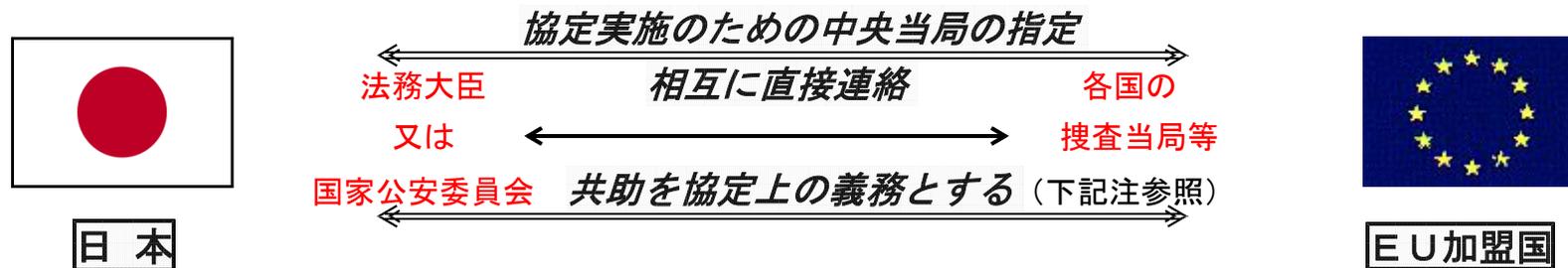


# 日・EU刑事共助協定

- 近年の国境を超えた犯罪の増加等に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力（刑事共助：証拠の提供等）の必要性が高まっている。このため、我が国は共助件数の多い国・地域を優先して刑事共助条約を交渉し、これまで、米国（2006年7月）、韓国（2007年1月）、中国（2008年11月）、香港（2009年9月）と刑事共助条約（協定）を締結（ロシアとも署名済み。）
- これまでに数多くの刑事共助が実施されているEU加盟国についても、協定を締結する意義が大きいことから、2009年4月以降、4回の正式交渉を実施。

（1999年～2008年の間にEU加盟国からの要請が120件、日本からの要請が36件、計156件の共助実績あり。これは同期間中の日米間の共助実績数を上回る。）

- 本協定は、EUにとって、初の包括的な刑事共助協定となる。



- 協定上の共助：①証言、供述又は物件の取得 ②ビデオ会議を通じた聴取を可能とすること ③銀行口座の記録等の取得
- ④人、物件又は場所の見分、これらの特定等
  - ⑤被請求国の立法、行政、司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
  - ⑥文書の送達、請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達
  - ⑦拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言等の目的のためのもの
  - ⑧犯罪の収益又は道具の没収等に関連する手続についての共助



(注)・協定に定める拒否事由に該当しない限り、請求された共助の実施が義務。  
・死刑を科し得る犯罪に係る共助は、被請求国と請求国との間で合意がある場合を除き、拒否事由である「自国の重要な利益」に該当すると認められることができるとの解釈を確認。

日・EU加盟国双方がより充実した内容の刑事共助を実施し、また、その確実性を高める。  
中央当局間の直接の連絡により、日・EU加盟国間の刑事共助の実施を効率化・迅速化する。